加盟店情報交換制度への加盟のご案内

１．割賦販売法と加盟店情報交換制度

（１）認定割賦販売協会

　割賦販売法の目的を達成するためには、事業者自らによる業界内ガバナンスが重要です。割賦販売法は、業界内ガバナンスが有効に機能し、実効性が確保される仕組みとして認定割賦販売協会の制度を設けました。
　協会は、認定割賦販売協会として、法律に規定されている認定業務（割賦販売法第35条の18第2項）を行うことが義務付けられており、その中に「利用者等の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供」があります。

（２）認定割賦販売協会への報告

割賦販売法第35条の20の規定により、協会の会員である包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者並びにクレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、以下の情報を認定割賦販売協会に提供する義務があります。

○加盟店が行った利用者等の保護に欠ける行為に関する情報

○利用者等の利益を保護するために必要な情報

○加盟店が行ったクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報

○クレジットカード番号等の適切な管理等のために必要な情報

（３）認定割賦販売協会による情報提供

協会は、割賦販売法第35条の21の規定により、会員から情報提供の依頼があったときは、正当な理由がある場合を除いて、保有情報を提供する義務があります。

（４）加盟店情報交換制度の利用

上記の報告及び情報提供を行う制度として、加盟店情報交換制度を構築し、認定割賦販売協会の業務として一般社団法人日本クレジット協会の加盟店情報交換センターが運営しています。

貴社におかれましても、法の趣旨をご理解いただき、加盟店情報交換制度への加盟をお願い申し上げます。

２．加盟のための手続きの流れ



※詳細は、第２号書式　参照

３．申請書類の送付先及びお問合わせ先

　一般社団法人日本クレジット協会　加盟店情報交換センター

　〒103-0016　東京都中央区日本橋小網町１４－１　住生日本橋小網町ビル

ＴＥＬ　０３－５６４５－３３２１　　ＦＡＸ　０３－５６４３－００３２

加盟申請書式一覧

第1号書式　　加盟店情報交換センター加盟申込書

　　第2号書式　　加盟店情報交換センター利用窓口等　登録申請書

　　第3号書式　　加盟店情報交換制度の利用料金算定等に関する調査票

　　第4号書式　　メール受信に係る環境調査票

第5号書式　　登録ＰＳＰに対するＪＤＭの目的外利用防止のための措置について(法第35条の21に基づく請求に係る確認書)

※クレジットカード番号等取扱契約締結事業者のみ提出が必要となる書類

（第1号書式）

 年 月 日

加盟店情報交換センター加盟申込書

一般社団法人日本クレジット協会

 　　　　　　会　　長　　　 殿

 ｢加盟店情報交換制度運営規則」第３条に基づき、入会を申込みいたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申 込 者 | 会 社 名 |  |
| 代表者 | 役職 |  |
| 氏名 |  |
| 所 在 地 |  |
| ＴＥＬ(代表) | （ ）  |

＜加盟手続き完了通知の送付先＞

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者氏名 |  |
| 所属・役職 |  |
| 送付先住所 | 〒 |

※上記の個人情報は、加盟店情報交換制度運営のための事務連絡等に使用いたします。

 《加盟店情報交換センター使用欄》

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 会員コード |  |  |  |  |
| 受　付　日 |  年 月 日 | 確認完了日 |  年　 月 日 |
| 特記事項 |  |
| 担当者 | センター長 | 常務理事 |  |
|  |  |  |  |
| / | / | / |

（第2号書式）

 年 月 日

加盟店情報交換センター利用窓口等　登録申請書

一般社団法人日本クレジット協会

加盟店情報交換センター　行

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 記入者 | 会社名 |  |
| 氏　名 |  |
| 所属・役職 |  |
| 電話番号 |  |

１．窓口責任者

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 |  |
| （ローマ字） |
| 所属・役職 |  |
| 電話番号 |  |
| 窓口責任者用メールアドレス |  | ＠ |  |

２．各種メールアドレスの設定

①苦情情報提供用メールアドレス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ＠ |  |

②苦情情報承認者用メールアドレス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ＠ |  |

③セキュリティ情報提供用メールアドレス

***※個別信用購入あっせん業のみを営む会社はご記入いただく必要はありません。***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ＠ |  |

④セキュリティ情報承認者用メールアドレス

***※個別信用購入あっせん業のみを営む会社はご記入いただく必要はありません。***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ＠ |  |

３．請求書送付先（※空欄の場合は、申込住所・請求書等担当部署宛で送付いたします。）

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者氏名 | ※空欄の場合、請求書宛名は「請求書等　担当部署宛」になります。 |
| 所属・役職 | ※空欄の場合、請求書宛名は「請求書等　担当部署宛」になります。 |
| 送付先住所 | 〒 |
| 電話番号 |  |

※上記の個人情報は、加盟店情報交換制度運営のための事務連絡、請求事務等に使用いたします。

※上記の記載内容に変更が生じたときはＪＤＭセンター宛に速やかに所定の変更届出書を提出して下さい。第2号書式の記入にあたっての各種概要

第2号書式　関連資料

１．窓口責任者について

本制度では、以下の役割を実施する窓口責任者を１名登録いただく必要があります。自社の実態にあわせて窓口責任者を選定してください。

【窓口責任者の主な役割】

　① ＪＤＭセンターとの連絡窓口

　② 本制度（ＪＤＭシステム）に関する担当者等のＩＤ・ＰＷの管理

　③ 担当者等のＪＤＭシステム内における権限設定

　④ 加盟店からの開示請求に関する対応窓口

　⑤ 自社が登録した情報の訂正・削除の承認作業

２．各種メールアドレスについて

本制度で利用するメールアドレスは全部で５つあり、概要は以下のとおりです。自社の実態に合わせて、適切なメールアドレスを設定してください。

※同一メールアドレスを複数メールアドレスに設定することも可能です。

例）　苦情情報提供用メールアドレス ⇒ jca@jcredit.jp

 セキュリティ情報提供用メールアドレス　⇒　jca@jcredit.jp

（１）メールアドレス別の主な送信内容について

|  |  |
| --- | --- |
| メールアドレス | 主な送信内容 |
| 窓口責任者用メールアドレス | ・協会からのお知らせ（利用実態に関する調査、システム稼動日のお知らせ 等）・加盟店からの情報開示に関するご連絡・会員情報（貴社の属性情報）の変更手続きに関するご連絡・ＪＤＭシステムで利用する各種パスワードの通知・担当者等のシステム利用期限（ＰＷ失効等）に関する通知・登録した苦情情報及びセキュリティ情報に訂正・削除があった場合の承認に関するご連絡 |
| 苦情情報提供用メールアドレス | ・苦情情報の登録・照会に関するご連絡・登録した苦情情報の訂正・削除があった場合の申請に関するご連絡・反社情報に関するご連絡（※CSRSⅡ利用会員に限る） |
| 苦情情報承認者用メールアドレス | ・登録した苦情情報に訂正・削除申請があった場合の承認に関するご連絡 |
| セキュリティ情報提供用メールアドレス | ・セキュリティ情報の登録・照会に関するご連絡・登録したセキュリティ情報の訂正・削除があった場合の申請に関するご連絡 |
| セキュリティ情報承認者用メールアドレス | ・登録したセキュリティ情報に訂正・削除申請があった場合の承認に関するご連絡 |

（２）提供情報について（苦情情報・セキュリティ情報の別について）

|  |  |
| --- | --- |
| 提供情報 | 情報の内容 |
| 苦情情報 | ・消費者からの申出等をきっかけとして判明した加盟店が行った（疑い、判断困難を含む）悪質行為に関する情報・上記の行為をきっかけとしてＪＤＭ会員が行った法令上の調査・措置に関する情報 |
| セキュリティ情報 | ・クレジットカード番号等の適切な管理等に支障を及ぼす行為として協会が別途定める基準に達成していないと判断される加盟店の対策状況に関する情報・漏洩事故（疑い含む）又は不正利用多発（疑い含む）を原因としてＪＤＭ会員が行った法令上の調査・措置に関する情報 |

３．請求書送付先について

　本制度の利用料金の請求書送付先になります。自社の実態に合わせてご記入ください。

※空欄の場合は、「申込住所・請求書等担当部署宛」に送付します。

（第3号書式）

　　年　　月　　日

一般社団法人日本クレジット協会

加盟店情報交換センター　行

加盟店情報交換制度の利用料金算定等に関する調査票

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会　社　名 |  | 所属・役職 |  |
| 氏　名 |  | 電話番号 |  |

※ 上記の個人情報は、本調査票の内容に関する確認のために使用いたします。

１ 割賦販売法に定める事業者登録の状況について（登録がある項目に「○」を付けてください。）

|  |  |
| --- | --- |
|  | ① 個別信用購入あっせん業者（申請中含む） |
|  | ② 包括信用購入あっせん業者（申請中含む） |
|  | ③ クレジットカード番号等取扱契約締結事業者（申請中含む） |

上記で③に〇をつけた会社　⇒　２．以降の設問もご回答ください。

上記で③に〇をつけなかった会社　⇒　本書式における設問は以上となります。

２．クレジットカード番号等取扱契約を締結している加盟店における取扱高

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 直近年度決算 | 年度　取扱高 |  | 百万円 |
| 　　　　年　　月　　～　　　　年　　月 |

※１ 直近分が不明の場合は、前年度の決算分をご記入ください。

※２ 自社が実質的に加盟店契約の締結又は解除の権限を有している加盟店に関する取扱高をご記入ください

※３ 自社が締結するクレジットカード番号等取扱契約（ハウスカード等を含む）に基く取扱高をご記入ください。なお、取扱高の算定にあたっては、支払回数の別、オンアス・オフアスの別、国内発行カード・海外発行カードの別を問いません

※４ クレジットカード番号等取扱契約と個別信用購入あっせんの両方の契約を締結する加盟店については、クレジットカード番号等取扱契約の取扱高のみをご記入ください。

 クレジットカード番号等取扱契約の取扱高のみを算定することができない場合には、自社で算定することができる近似値をご記入ください。

※５ ＱＲコード事業者においては、クレジットカードを紐付けた取引における取扱高で算定してください。資金決済法に基づく前払式支払い手段や、銀行口座を紐付けて行う取引は含めないでください。クレジットカードの紐付けとそれ以外の紐付けにおける取扱高を分けることができない場合には、自社で算定することができる近似値をご記入ください。

３．クレジットカード番号等取扱契約を締結している加盟店数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　年　　月集計分 |  |  |  |
| 加盟店契約数 |  | 社 |

※１ 自社がクレジットカード番号等取扱契約締結事業者として契約を締結している加盟店数を法人単位で算定してご記入ください。店舗単位ではないのでご注意ください。

※２ 以下の「包括方式の定義」に該当する加盟店は、包括元単位で算定し、ご記入ください。

　 （例）包括元の下に５００社の店子がある場合でも、「１社」と算定してください。

＜包括方式の定義＞

　条件１　 カード会員に商品等を販売する事業者（店子）と貴社との間に、他の事業（包括元）が存在すること。

　 条件２　 包括元が、カード会員に商品等を販売していないこと。

第3号書式　参考

 加盟店情報交換制度利用料金

1.固定部分（税別）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 定義 | 協会会員区分 | 月額 | 年額 |
| Ⅰ | 販売信用取扱高5千億円以上 | 加盟店契約の分布が47都道府県のうち2/3以上 | A･B | 120,000 | 1,440,000 |
| Ⅱ | 販売信用取扱高2千億円以上5千億円未満 | C | 50,000 | 600,000 |
| Ⅲ | 販売信用取扱高2千億円未満 | D | 15,000 | 180,000 |
| Ⅳ | 加盟店契約の分布が47都道府県のうち2/3未満 | E | 5,000 | 60,000 |
| Ⅴ | アクワイアラ業務なし | － | － | － |

2.従量費部分（税別）

① 照会に対する利用料

(1)個別信用購入あっせんのみの加盟店に対する照会

|  |
| --- |
| 単価50円 |
| 照会件数（月間） | 上限金額 |
| ①300件以上 | 20,000 |
| ②120件以上300件未満 | 10,000 |
| ③25件以上120件未満 | 5,000 |
| ④25件未満 | 1,000 |

(2)クレジットカードの加盟店に対する照会

（ｱ）通常照会

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 階梯区分 | 定義（6か月の照会件数） | 単価 |
| Ⅰ |  10,001件以上 | 3 円 |
| Ⅱ | 7,501件以上 10,000件以下 | 7 円 |
| Ⅲ | 5,001件以上 7,500件以下 | 15 円 |
| Ⅳ | 2,001件以上 5,000件以下 | 20 円 |
| Ⅴ | 501件以上 2,000件以下 | 45 円 |
| Ⅵ | 101件以上　 500件以下 | 70 円 |
| Ⅶ | 1件以上　　　100件以下 | 95 円 |

※個別あっせんとクレジットカードの両方の加盟店については、クレジットカード加盟店として扱う。

※クレジットカード加盟店に対する照会の上限金額は、半期で250,000円とする。

（ｲ）加盟店マスター方式照会（本方式参加会員のみ）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 定義（マスター登録件数） | 月額 |
| Ⅰ |  100,001件以上 | 20,000 |
| Ⅱ | 20,001件以上 100,000件以下 | 15,000 |
| Ⅲ | 1件以上　　　 20,000件以下 | 10,000 |

② システム構築費に伴う負担金

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 定義 | 構成比 | 月額 | 年額 |
| Ⅰ | 以下の件数を合計し、上位から順に右記の構成比となる社数とする。①1年間通常照会の件数②加盟店マスターの照会件数 | 5.5% | 172,300 | 2,067,600 |
| Ⅱ | 7.5% | 108,300 | 1,299,600 |
| Ⅲ | 10% | 64,000 | 768,000 |
| Ⅳ | 12% | 36,900 | 442,800 |
| Ⅴ | 15% | 19,700 | 236,400 |
| Ⅵ | 20% | 9,800 | 117,600 |
| Ⅶ | 30% | 4,900 | 58,800 |

※2016年12月の割賦販売法の改正に伴うシステム構築費として、その償却が終了する5年間（2019年4月～2024年3月）を目処として、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、2.①（2）クレジットカード加盟店に対する照会の従量費に上記の負担金を加算して支払うものとする。

※個別信用購入あっせん業者又は包括信用購入あっせん業者であるＪＤＭ会員が、償却期間中（2019年4月～2024年3月を目処）に新たに割賦販売法に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者としての登録を受けた場合には、登録を受けた月から上記の負担金を支払うものとする。

（第4号書式）

年　　月　　日

一般社団法人日本クレジット協会

加盟店情報交換センター　　行

メール受信に係る環境調査票

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名 |  |
| 記入者氏名 |  |
| 所属・役職 |  |
| 連絡先 |  |

※上記の個人情報は、本調査票の内容に関する確認のために使用いたします。

１．ご利用になるメールの条件についてご記入ください

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①一通のメールのサイズ制限 |  | ＫＢ以内 |
| ②ＰＤＦを添付ファイルで受信 | □可能　□不可能 |
| ③Ｚｉｐを添付ファイルで受信 | □可能　□不可能 |

※上記②及び③がどちらも不可能な場合、システムの利用はできませんので、適合するメール受信システムの構築をお願いします。

２．その他、特記事項がある場合はご記入ください。

|  |
| --- |
|  |

【お願い】

(1) 事前に通信テストのため、加盟店情報交換センターからメールを送信させていただきます。（送信者名は「jdm@jcredit.jp」となります。）

(2) 事前テストは、貴社が実際に使用されるメールアドレスに各種サイズの添付ファイル付きメールを送信します。

(3) 送達確認はメール送信後に加盟店情報交換センターから電話連絡をさせて頂き、受信結果を確認いたします。

調査結果に基づく貴社システム内の調整はできませんのでご了承ください。

(4) 通信テストの結果、送達確認ができない場合は、システムに適合するメール受信システムの構築をお願いいたします。

なお、システムの構築に要する費用は、貴社の負担となりますので、予めご了承ください。

　　　年　　　月　　　日

（第5号書式）***注：クレジットカード番号等取扱契約締結事業者のみ提出する書類です。***

一般社団法人日本クレジット協会

　加盟店情報交換センター　　行

社　名

氏　名

法第35条の21に基づく請求に係る確認書

当社は、貴協会の加盟店情報交換センターを利用するに当たり、以下の内容について確認いたします。

【確認事項】

１．当社は、当社で扱うクレジットカード番号等取扱契約の全部又は一部について、実質的に契約締結・解除の権限を有しています。

２．当社は、項番１の権限の範囲内で加盟店情報交換センターを利用することとし、項番１の権限の及ばない事業者・加盟店について加盟店情報交換センターを利用することはありません。

以上

登録PSPに対するＪＤＭの目的外利用防止のための措置について

第5号書式　参考

一般社団法人日本クレジット協会

1. 課題
	1. 当協会は、法第35条の21に基づき、会員からの情報提供依頼があった場合、正当な理由がある場合を除き、保有する加盟店に関する情報を提供しなければなりません。

会員は、「加盟店情報交換制度運営規則」において、協会から提供された加盟店に関する情報を割賦販売法に基づく加盟店調査及び自社加盟店の途上審査以外の目的では利用してはならない旨を定めており、当該目的の範囲を超えた利用はできず、また協会としても情報提供を拒否しています。

* 1. 会員であるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者（以下「登録事業者」という。）が契約関係にある加盟店には、クレジットカード番号等取扱契約（以下「加盟店契約」という。）の締結及び解除の権限を有する加盟店とこれらの権限を有していない加盟店が混在することが想定されております。登録事業者が、加盟店契約の締結及び解除の権限を有していない加盟店に関してＪＤＭの登録情報の提供を受け、利用することは、目的外利用に該当することとなります。
	2. このため当協会としては、ＪＤＭの目的外利用を未然に防止するため、以下の対応をとることとします。
1. 登録事業者に対する措置
　割賦販売法第35条の17の2に規定する登録に際して、経済産業省では申請会社に対して、加盟店契約の締結及び解除の権限を実質的に有しているかの確認が行われていることに鑑みて、当協会では以下の手続を登録事業者に求めることとします。
	* 1. ＪＤＭの利用前の対応
		　当協会への入会を希望する登録事業者については、入会手続の際に、当該登録事業者が加盟店契約の締結及び解除に関する権限を保有していること及び加盟店契約の締結及び解除の権限を有する加盟店に対してのＪＤＭを利用することを第5号書式にて確認いたします。
		2. 実質的な権限を一切有していない事業者への対応

加盟店契約の締結及び解除の実質的な権限を有していない登録事業者（将来的に加盟店契約の締結業務を行う事業者）については、ＪＤＭ利用に必要なＩＤ、パスワードを発行いたしません。
　加盟店契約の締結及び解除の権限を実質的に有するに至ったときは、登録事業者からの申請に基づき、前項の書面を徴求した上でＩＤ、パスワードを発行することといたします。

**加盟店向け「加盟店情報交換制度に係る共同利用の告知文言」掲載のお願い**

一般社団法人　日本クレジット協会

加盟店情報交換センター

加盟店情報交換制度（以下「ＪＤＭ」という。）では、消費者の利益を保護するために必要な情報の交換（収集、整理、会員への提供等）をしています。

この情報交換では割賦販売法に規定された情報を超えた加盟店に関する情報も含が含まれています。

このため、個人情報保護法に基づく第三者提供に係る本人同意の取得が必要となることから、加盟店情報交換制度運営規則でＪＤＭ会員は加盟店に対し共同利用の告知を行うよう定めています。

つきましては、本趣旨をご理解賜り、下記参照の上、適切な対応をよろしくお願い申し上げます。

記

１．対応すべき内容

　　自社ホームページ等に共同利用の告知文言を掲載

　　※「加盟店情報交換制度に係る共同利用の告知（ひな型）」（別添１）を参考に掲載をお願いします。

２．対応時期

　　ＪＤＭ参加手続き完了までに

３．その他

　①「加盟店情報交換制度に係る共同利用の告知」に関するよくあるご質問を、別添２でとりまとめておりますのでご参照下さい。

以上

【加盟店情報交換制度運営規則】

|  |
| --- |
| 第５条　共同利用の告知ＪＤＭ会員は、共同利用される情報の範囲、当該情報を共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該情報の管理について責任を有する者の名称及び住所並びに代表者の氏名について、あらかじめ、加盟店が容易に知り得る状態においておくこととする。 |

【個人情報の保護に関する法律】

|  |
| --- |
| 第２７条１　個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。２～４　（略）５　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。一・二　（略）三　特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき |

加盟店情報交換制度に係る共同利用の告知文言（ひな型）

（別添１）

|  |
| --- |
| 加盟店情報の共同利用について●●は、下記のとおり個人情報保護法第27条第５項第３号にもとづく加盟店情報の共同利用を行っております。１．加盟店情報交換制度について一般社団法人日本クレジット協会（以下「協会」という。）は、割賦販売法第３５条の１８の規定に基づき、経済産業大臣から認定を受けております。　　協会では、認定業務のひとつである利用者（クレジットの利用者）等の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供を、加盟店情報交換センター（以下「ＪＤＭセンター」という。）において行っております。２．加盟店等から収集した情報の報告及び利用について加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「ＪＤＭ会員」という。）は、加盟店契約の申込を受けた際の加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査、加盟店に対する措置及び取引継続に係る審査等の目的のため、「３. (2)共同利用する情報の内容」に定める各号の情報を収集・利用し、ＪＤＭセンターへ報告し、ＪＤＭ会員によって共同利用します。３．加盟店情報の共同利用(1) 共同利用の目的割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社がＪＤＭセンターに報告すること及びＪＤＭ会員に提供され共同利用することにより、ＪＤＭ会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。　(2) 共同利用する情報の内容①　個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由②　個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由③　クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由④　クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実及び事由⑤　利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、ＪＤＭ会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報⑥　利用者等（契約済みのものに限らない）からＪＤＭ会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。）⑦　加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報⑧　行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等）について、ＪＤＭセンターが収集した情報⑨　上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報⑩　前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。　(3) 保有される期間　　　上記(2)の情報は、登録日（③及び⑦にあっては、当該情報に対応する④の措置の完了又は契約解除の登録日）から５年を超えない期間保有されます。４．加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲協会会員であり、かつ、ＪＤＭ会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びＪＤＭセンター※ＪＤＭ会員は、協会のホームページに掲載しています。ホームページhttps://www.j-credit.or.jp/５．制度に関するお問合わせ先及び開示の手続き加盟店情報交換制度に関するお問合わせ及び開示の手続きについては、下記６．ＪＤＭセンターまでお申出ください。６．運用責任者・一般社団法人日本クレジット協会　加盟店情報交換センター（ＪＤＭセンター）住　 所 : 東京都中央区日本橋小網町１４－１　住生日本橋小網町ビル代表理事：松井　哲夫電話番号 : ０３－５６４３－００１１（代表） |

（別添２）

よくあるご質問（ＦＡＱ）

Ｑ　ＪＤＭ会員ですが、包括信用購入あっせん業のみで加盟店関係業務を行っておらず、事実上ＪＤＭを利用しません。共同利用の告知は必要でしょうか。

Ａ　共同利用の告知は必要です。

　　会員による情報登録、ＪＤＭからの情報提供、会員による提供情報の利用のすべてをもって「共同利用」としています。包括信用購入あっせん業者のＪＤＭ会員は、割賦販売法により情報登録義務が課されており、共同利用の一部を担っていただいています。このため、加盟店関係業務の有無にかかわらず、共同利用の告知が必要です。

Ｑ　共同利用の告知は協会のＵＲＬ（リンク先）を掲載することで対応したい。

Ａ　共同利用の告知は各会員が告知していただく必要があります。自社ホームページ等への掲載をお願いします。

Ｑ　加盟店情報交換制度に係る共同利用の告知文言（ひな型）のデータを取得したい。

Ａ　ＪＤＭシステムより取得できます。

　　ＪＤＭシステムにログイン後、トップページより「関連書式（ＪＤＭ）」を選択し、取得してください。

Ｑ　加盟店情報交換制度に係る共同利用の告知文言（ひな型）をそのまま掲載すればよいのか。

Ａ　新告知文言（ひな型）の冒頭の「●●」を自社名に変更していただいた上で、掲載してください。

Ｑ　個別信用購入あっせん業、包括信用購入あっせん業、クレジットカード番号等取扱契約締結事業のうち、取扱っていない事業に関する情報については「共同利用する情報」から削除して告知してもよいか。

Ａ　できません。ＪＤＭではすべての契約形態に係る情報を提供しています。会員は自社で営む取引形態にかかわらず、すべての情報を利用するため、個別の取引形態に限定して告知することは認められません。

以下に適切ではない事例を紹介します。

●「共同利用する情報」の掲載内容が不足している事例

※個別信用購入あっせん業のみのＪＤＭ会員が、共同利用する情報を個別信用購入あっせん取引に係る情報に限定して掲載。